

## 契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

### 1 提供するサービスの内容

#### (1) 居室

原則的に、お二人の相部屋となっています。

#### (2) 食事

〔	朝食	07:30	～	09:00
	昼食	11:30	～	13:00
	夕食	18:00	～	19:00

原則として1階の食堂にておとりいただきます。

#### (3) 日中活動支援

個別支援計画に基づき、生活介護・創作活動・生産活動のうち、利用者の特性に応じた支援を行います。

#### (4) 入浴

入浴は原則として毎日実施します。ただし、身体の状態に応じ、清拭となる場合があります。

#### (5) 地域生活移行支援

個別支援計画に基づき、地域において生活できるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な支援を行います。

#### (6) 健康管理

毎月2回、医務室にて精神科嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。

また、年間2回健康診断を行います。

ご利用中の健康管理は、八王子美山学園の看護師を中心に行ないます。通院が必要な場合には、あらかじめお伺いした方法に添って行ないます。なお、緊急の場合には、ご相談の上近隣の病院に通院させていただきますが、ご連絡がつかない場合には、通院後の連絡となる場合があります。

#### (7) 理美容

当事業所では月に2回、訪問理美容を実施しています。

#### (8) 介護給付費支給申請の援助

介護給付費の支給期間満了に伴う支給申請について、必要な援助を行います。

#### (9) 行政手続の代行

証明書の交付申請等の手続きについて、代行を行っています。

#### (10) その他

余暇活動支援や、預り金の管理サービス等を実施しております。

## 2 利用料金

利用者がお支払いただく利用料金は、下表のとおりです。

介護給付費支給対象サービス利用者負担額	介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。 なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。	
行政手続き代行費 （本人の入所に関わらない手続き代行をする場合のみ） ※入所に関わる代行は無料です。	1回	1,000円～
預り金等管理料	月額	1,000円
食事の提供に要する費用（食費）	日額	1,403円
居住に要する費用（光熱水費）	月額	10,000円
補足給付費	1日	受給者証に記載されている額
日常生活に要する費用	基本無料 （個人の嗜好品については実費）	
創作活動、生産活動、余暇、外出支援	外出時の飲食代は実費	

この他、理美容や特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品は、実費をいただきます。

なお、食費、光熱水費の費用については、食費、光熱水費の合算額から補足給付費を減じた額をお支払いいただきます。

## 3 食事のキャンセル

食事については、急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

- ご利用の1週間前までにご連絡いただいた場合 無料
- ご利用の3日前までにご連絡いただいた場合 50%
- ご利用の3日前までにご連絡いただかなかった場合 全額

料金については月額÷該当月日数にて単価を算出します。

事業者

(事業者名) 社会福祉法人やまゆり福祉会  
(住所) 東京都八王子市美山町767番地の2  
(代表者名) 理事長 白柳和義 印

上記内容の説明を受け同意、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

(住所)  
(氏名) 印

立会人等

(住所)  
(氏名) 印